

日本長期急性期病床 (LTAC) 研究会 入会のご案内

現在、日本では急性期病院という概念の病院があまりにも多すぎるため、厚生労働省は急性期病床の厳格化とその平均在院日数の短縮を進めようとしております。また、急性期の在院日数短縮のためにもPost Acute Care (PAC) の機能をしっかりと持った病院が渴望されているものの、未だ十分にその機能を発揮できる病院が存在していません。急性期治療が終了したあとも2～3ヶ月もの長期間をいたずらに高度急性期病院で継続して入院している例が多く、医療費の効率化上極めて問題が大きいと認識されております。

アメリカの医療制度ではShort Term Acute Care (STAC) の平均在院日数は約5日間、そして、このあとのPACの継続治療が必要な場合にはLong Term Acute Care (LTAC) が治療を行なうこととなっており、その平均在院日数は約1ヶ月とされております。

「医療制度は日本が優れており、何もアメリカに準ずることはない」といいながらも、急性期治療が終わった患者の回復を促進するPAC病床の確立が喫緊の課題となっております。

そこでこの度、急性期治療後の慢性期医療機能を充実させ、急性期医療、慢性期医療、在宅医療の円滑な医療連携を期待して、高度急性期病院や救急病院、慢性期病院の現場を指揮されている先生方、有識者の先生方にご賛同いただき、「日本長期急性期病床 (LTAC) 研究会」を発足させる運びとなりました。

わが国における長期急性期病床の役割を考え、今後のよりよい医療提供体制の実現に向け、急性期医療、慢性期医療に携わっている先生方や研究職の先生方、あるいは企業、団体等の皆様に本会の活動にご参加いただき、日本のよりよい医療提供体制を実現してまいりたいと思います。広く関係者の皆様にご入会いただきますようお願いいたします。

日本長期急性期病床 (LTAC) 研究会
会長予定者 上西紀夫

日本長期急性期病床(LTAC)研究会 役員予定者

- (会 長) 上西紀夫 公立昭和病院 院長
- (副会長) 有賀徹 昭和大学病院 病院長・救急医学講座 教授
池端幸彦 医療法人池慶会 池端病院 理事長
定光大海 独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター
救命救急センター診療部長
- (幹 事) 片岡善彦 徳島県病院局 徳島県病院事業管理者
川渕孝一 東京医科歯科大学大学院 医歯学総合研究科
医療経済学分野 教授
小山信彌 東邦大学医学部 特任教授
小山秀夫 兵庫県立大学大学院 経営研究科 教授
堺常雄 一般社団法人 日本病院会 会長
副島秀久 社会福祉法人恩賜財団 済生会熊本病院 院長
高橋泰 国際医療福祉大学大学院 医療福祉経営専攻
医療経営管理分野 教授
田中滋 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 教授
土井章弘 財団法人操風会 岡山旭東病院 院長
武藤正樹 国際医療福祉大学大学院 教授
- (監 事) 岡田玲一郎 社会医療研究所 所長
武久洋三 一般社団法人 日本慢性期医療協会 会長

※五十音順

日本長期急性期病床(LTAC)研究会 設立総会・第1回研究大会(予定)

日 時：平成25年9月29日(日) 10:00~16:30

場 所：東京研修センター

東京都新宿区富久町11-5 シャトレ市ヶ谷2階

テーマ：長期急性期病床(仮称亜急性期病床)とは何か

大会長：上西紀夫(公立昭和病院院長)

※詳細は後日、日本慢性期医療協会ホームページ等でご案内致します。

日本長期急性期病床 (LTAC) 研究会 規約 (案)

第1章 総 則

第1条 本会は『日本長期急性期病床(LTAC)研究会』と称する

第2条 本会の会員は、次のものとする
1. 正会員 長期急性期に関連する医療機関の代表者または有識者等
2. 賛助会員 本会を賛助する団体、企業等

第3条 会員は、所定の手続きを経て役員会において承認されたものとする

第2章 目的と事業

第4条 本会の目的は、急性期治療後の慢性期医療機能を充実させ、急性期医療、慢性期医療、在宅医療の医療連携を円滑にし、国民の医療ニーズに応じていくことにある

第5条 本会は前条の目的達成のために次の事業を行う

1. わが国における長期急性期病床の役割を考え、全国の医療機関及び関係者と協調をとり、今後の医療提供体制のあり方を提案し、実現に向けて取り組むこと
2. 長期急性期病床のレベルアップに向けた教育及び研修に関すること
3. 長期急性期病床に関係する医療者、有識者等の情報交換
4. その他本会の目的達成に必要なこと

第3章 役員及び機関

第6条 本会に次の役員を置く
役員は正会員によって構成され、任期は2年とする。但し、再任を妨げない役員は役員会で選任し、総会で承認を得る

会長 1名 副会長 若干名
幹事 20名以内 監事 2名

第7条 本会に次の機関を置く
1. 総会 2. 役員会 3. 委員会
4. その他役員会で承認したもの
総会は年1回正会員によって開催し、事業計画・予算及び事業報告・決算の審議、役員承認を行う。但し、必要あるときには会長は臨時に招集することができる。

なお、総会は、委任状を含め正会員の2分の1以上の出席によって成立し、出席者の過半数の同意をもって議決されるものとする

役員会は、会長、副会長、幹事で構成し、必要に応じて会長が招集する。監事は役員会に出席し意見を述べることができる

第4章 会 計

第8条 本会の運営は、入会金、年会費、分担金、寄付金、その他によって行う

第9条 本会の会費は次のとおりとする

1. 入会金	正会員	1万円
	賛助会員	2万円
2. 年会費	正会員	
	病院施設会員	3万円
	診療所施設会員	2万円
	個人会員	1万円
	賛助会員	5万円

納入は入会時及び年度当初とする。但し、10月1日以降に入会した会員の入会年度の年会費については2分の1を免除する
事業にともなう経費は別途徴収する
既納の入会金、年会費およびその他の拠出金品は返還しない

第10条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする

第11条 会計処理については、事務局において取り扱い、役員会での報告・監査を経て、総会において承認を得るものとする

第5章 規約の改正

第12条 この規約は、総会において出席者の過半数の同意が得られれば改正することができる

付 則

第1条 この規約は平成25年9月29日より施行する

第2条 本会の事務局は、日本慢性期医療協会に置くこととし、役員会において承認したる場合には事務局を変更することができる

日本長期急性期病床 (LTAC) 研究会 会員入会申込書

日本長期急性期病床 (LTAC) 研究会会長 殿

日本長期急性期病床 (LTAC) 研究会に入会を申し込みます。

平成 年 月 日

会員種類	1. 正会員（施設：病院・診療所） 2. 正会員（個人） 3. 賛助会員 ※あてはまる箇所に○印をご記入下さい。
------	---

ふりがな 会員登録者氏名				印
所属先・役職	ふりがな 名称			
	部課・役職			
	〒 (ご住所)			
	TEL	FAX		
	E-mail			

※郵便等の送り先が上記と異なる場合、ご連絡先を下記にご記入下さい。

連絡先住所	〒 (ご住所)		
	TEL	FAX	

※会員登録者様宛に入会金・年会費の請求書をお送り致します。（平成25年度は半期分として9月頃に請求予定）

※紹介者がいる場合には、下記にご記入下さい。

紹介者氏名		所属	
-------	--	----	--

送り先：日本長期急性期病床 (LTAC) 研究会

〒162-0067 東京都新宿区富久町11-5シャトレ市ヶ谷2階（日本慢性期医療協会内）

Tel.03-3355-3120 FAX.03-3355-3122